平成２４年（フ）第３９２号
神奈川県伊勢原市伊勢原３丁目９番33号　桜ハイツ202号
債務者　榊原いづみ
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３２７８号
大阪市西区本田１丁目10番12号　３Ｆ
債務者　ホワイトウォーターこと　北紺　昌弘
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２８４号
大阪市西成区岸里３丁目１番15号　マンションマキ２Ｃ
債務者　小川　武久
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３２１号
大阪市旭区清水４丁目11番35号　ハイツ東野201号
債務者　上野　　環
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４１１号
大阪府門真市朝日町23番２―207号、前住所大阪府四條畷市大字中野406番地の１　四條畷ロイヤルマンション805
債務者　杉本　憲作
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６８８号
大阪府東大阪市吉田３丁目４番39号
債務者　岡村　賢子
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８２９号
大阪府八尾市本町４丁目２番46号
債務者　古澤　孝子
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９５１号
大阪府茨木市中総持寺町４番12号プリンスハイツ201号
債務者　中村　春美
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４００２号
大阪市東住吉区公園南矢田２丁目13番19号
債務者　澤井　　功
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４００４号
大阪市住吉区長居１丁目14番１―607号
債務者　山下三知代
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４００６号
大阪市中央区松屋町３番21号　プレミアム松屋町1003
債務者　木下　英香
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４００８号
大阪府東大阪市西堤本通東３丁目２番８号
債務者　朝川恵美子（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５５号
大阪府泉南市樽井８丁目14番24―305号、前住所大阪府泉南市男里７丁目15番31号―101号
債務者　吉田　常治
1　決定年月日時　平成24年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３７３号
大阪府泉佐野市羽倉崎上町１丁目４番46号平和マンション103、前住所大阪府阪南市鳥取669番地の１―303号
債務者　村上　周策
1　決定年月日時　平成24年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３７５号
大阪府和泉市池上町３丁目13番41号
債務者　松田　光一
1　決定年月日時　平成24年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３８２号
大阪府貝塚市堀１―16―６マンワール堀Ｉ402号室、住民票上の住所大阪府貝塚市脇浜４丁目５番22号
債務者　市原　純子
1　決定年月日時　平成24年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３９０号
大阪府岸和田市松風町７番１―512号
債務者　花木かおり
1　決定年月日時　平成24年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係